

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公開番号】特開2014-156247(P2014-156247A)

【公開日】平成26年8月28日(2014.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2014-046

【出願番号】特願2014-117981(P2014-117981)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/48 (2006.01)

A 4 7 C 7/38 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/48

A 4 7 C 7/38

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月3日(2015.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

背凭れシートに対して起立させた頭部支持状態から傾倒して格納状態にすることが可能なヘッドレストにおいて、

前記背凭れシートの上部に装着された支持部材と、

該支持部材と回動可能に係合されるヘッドレストフレームと、

該ヘッドレストフレームを一方側へ付勢するフレーム付勢手段と、

前記ヘッドレストフレームと前記支持部材との回動を阻止可能なロック手段と、

前記ヘッドレストから離れた位置に設けられた遠隔操作手段と、

一方の端部が前記ロック手段に連結され、且つ他方の端部が前記遠隔操作手段に取付けられたインナケーブルと、を備え、

前記遠隔操作手段は、前記インナケーブルの他方の端部を引っ張り可能に構成され、

前記ロック手段は、前記インナケーブルの引っ張り操作により可動に設けられた可動部と、該可動部と係合する係止部とを備え、少なくとも前記遠隔操作手段の操作による前記インナケーブルの引っ張り操作によって前記可動部と前記係止部との係合が解除可能に構成され、

前記可動部の可動面は、前記ヘッドレストフレームの前面に沿った方向に配設され、

前記インナケーブルは、前記ヘッドレストフレームの前面に沿った方向に延設されることを特徴とするヘッドレスト。

【請求項2】

前記インナケーブルの前記一方の端部は、前記可動部と前記係止部との係脱方向に延出することを特徴とする請求項1に記載のヘッドレスト。

【請求項3】

前記インナケーブルは、前記支持部材の内部を通過して配設され、

前記支持部材の前記インナケーブルを内部に配設する部分は、前記可動部と前記係止部との係脱方向と前記係止部に対して反対側に位置することを特徴とする請求項1又は2に記載のヘッドレスト。

【請求項4】

前記可動部は乗員が操作可能な操作杆を有し、
前記支持部材の、前記操作杆の乗員が操作する操作側と反対側には開口が形成され、
前記インナケーブルは前記開口を挿通して配設されることを特徴とする請求項3に記載のヘッドレスト。

【請求項5】

前記支持部材は、前記開口を備えた部材と、前記開口の下方に設けられた別部材とから形成され、

前記インナケーブルは、前記別部材の内部を通過して配設されることを特徴とする請求項4に記載のヘッドレスト。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

前記課題は、請求項1に係るヘッドレストによれば、背凭れシートに対して起立させた頭部支持状態から傾倒して格納状態にすることが可能なヘッドレストにおいて、前記背凭れシートの上部に装着された支持部材と、該支持部材と回動可能に係合されるヘッドレストフレームと、該ヘッドレストフレームを一方側へ付勢するフレーム付勢手段と、前記ヘッドレストフレームと前記支持部材との回動を阻止可能なロック手段と、前記ヘッドレストから離れた位置に設けられた遠隔操作手段と、一方の端部が前記ロック手段に連結され、且つ他方の端部が前記遠隔操作手段に取付けられたインナケーブルと、を備え、前記遠隔操作手段は、前記インナケーブルの他方の端部を引っ張り可能に構成され、前記ロック手段は、前記インナケーブルの引っ張り操作により可動に設けられた可動部と、該可動部と係合する係止部とを備え、少なくとも前記遠隔操作手段の操作による前記インナケーブルの引っ張り操作によって前記可動部と前記係止部との係合が解除可能に構成され、前記可動部の可動面は、前記ヘッドレストフレームの前面に沿った方向に配設され、前記インナケーブルは、前記ヘッドレストフレームの前面に沿った方向に延設されること、により解決される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記構成によれば、ヘッドレストから離れた位置に遠隔操作手段が設けられ、ロック手段には、遠隔操作手段によって操作可能なインナケーブルが取付けられているので、乗員は直接ヘッドレストを操作する必要がなく、ヘッドレストとは離れた位置に設けられた遠隔操作手段を操作することによってヘッドレストを傾倒させることができる。このため、乗員はヘッドレストに手が届かない位置からヘッドレストを傾倒させて後方視界を確保することができ、使い勝手が向上する。また、電動アクチュエータを用いずインナケーブルの操作によりヘッドレストを傾倒させることができため、低コスト化を図ることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、請求項2のように、前記インナケーブルの前記一方の端部は、前記可動部と前記係止部との係脱方向に延出すると好適である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項3のように、前記インナケーブルは、前記支持部材の内部を通過して配設され、前記支持部材の前記インナケーブルを内部に配設する部分は、前記可動部と前記係止部との係脱方向と前記係止部に対して反対側に位置すると好適である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

さらに具体的には、請求項4のように、前記可動部は乗員が操作可能な操作杆を有し、前記支持部材の、前記操作杆の乗員が操作する操作側と反対側には開口が形成され、前記インナケーブルは前記開口を挿通して配設されると好適である。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、請求項5のように、前記支持部材は、前記開口を備えた部材と、前記開口の下方に設けられた別部材とから形成され、前記インナケーブルは、前記別部材の内部を通過して配設される構成とするとよい。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】